

2021年5月

## 「ご契約のしおりー約款」の改定について

**契約日が2021年5月1日～9月30日となるご契約**につきましては、ご契約のしおりおよび特約条項の一部が改定となります。

次ページ以降をぜひご一読・ご確認のうえ、「ご契約のしおりー約款」および保険証券とあわせて保管ください。

## 《改定対象となる特約および改訂ページ一覧》

冊子名	作成年月	改定対象となる特約等	改訂ページ	
			ご契約のしおり	約款
ドリームロード(ステップ)	2021年5月	災害保障付外貨建終身保障移行特約	55	132

大樹生命保険株式会社  
日本生命グループ<sup>®</sup>

※契約日が2021年5月1日～9月30日となるご契約用

## 1. ご契約のしおり

ご契約のしおりに掲載されている〈お支払いの対象となる感染症〉の記載を、次のとおりとします。

### 〈お支払いの対象となる感染症〉

- お支払いの対象となる感染症は、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中次の疾病に限ります。分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I CD-10（2013年版）準拠」によるものとします。
- |               |               |          |
|---------------|---------------|----------|
| ◆ コレラ         | ◆ 腸チフス        | ◆ パラチフスA |
| ◆ 細菌性赤痢       | ◆ 腸管出血性大腸菌感染症 | ◆ ベスト    |
| ◆ ジフテリア       | ◆ 急性灰白髄炎      | ◆ ラッサ熱   |
| ◆ クリミア・コンゴ出血熱 | ◆ マールブルグウイルス病 |          |
| ◆ エボラウイルス病    | ◆ 痘瘡          |          |
- ◆ 重症急性呼吸器症候群〔SARS〕（ただし、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。）

(注) 新型コロナウイルス感染症<sup>⑤</sup>は、同感染症が次のいずれかに該当する期間中に、被保険者が死亡した場合または高度障害状態になった場合に限り、「お支払いの対象となる感染症」に含めます。

- (1) 感染症予防法<sup>⑥</sup>第6条第2項、第3項または第4項に感染性の疾病として掲げられていること
- (2) 感染症予防法第6条第7項第3号に掲げる感染性の疾病に該当していること
- (3) 感染症予防法第6条第8項に基づき政令により指定感染症として定められていること

#### ⑤新型コロナウイルス感染症

2020年7月3日時点の世界保健機関「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂（ICD-10）」におけるコードU07.1（コロナウイルス感染症2019、ウイルスが同定されたもの）をいいます。

#### ⑥感染症予防法

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」のことです。

## 2. 特約条項

特約条項に掲載されている「別表 対象となる感染症」を次のとおりとします。

### 別表

#### 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕（ただし、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り。）	U04

（注） 新型コロナウイルス感染症（2020年7月3日時点の世界保健機関「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂（ICD-10）」におけるコードU07.1（コロナウイルス感染症2019、ウイルスが同定されたもの）をいいます。）は、同感染症が次のいずれかに該当する期間中に、被保険者等が死亡した場合、高度障害状態になった場合または条件付保険特約等が付加された保険契約（特約を含みます。）の支払事由等に該当した場合に限り、「対象となる感染症」に含めるものとします。

- （1） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」といいます。）第6条第2項、第3項または第4項に感染性の疾病として掲げられていること
- （2） 感染症予防法第6条第7項第3号に掲げる感染性の疾病に該当していること
- （3） 感染症予防法第6条第8項に基づき政令により指定感染症として定められていること

---

## 大樹生命保険株式会社

〒100-8123 東京都千代田区大手町2-1-1

TEL:03-6831-8000(大代表)

<https://www.taiju-life.co.jp/>